

県立体育館条例の一部を改正する条例（平成 17 年岩手県条例第 103 号）附則第 2 項の規定により、岩手県営体育館の利用料金を次のとおり承認した。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 表 1 に掲げる額（附属の施設又は設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表 2 に掲げる額を加算した額）
- 2 県立体育館条例の一部を改正する条例による改正後の県立体育館条例（昭和 42 年岩手県条例第 23 号。以下「改正後の条例」という。）第 4 条の規定による許可を受けた場合にあっては、表 3 に掲げる額
- 3 1 により算出した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

表 1 施設の利用料金

区 分			普通利用料金							特別利用料金
			全館貸切使用					区分使用	個人使用	
			8 時から 12 時まで	12 時から 17 時まで	17 時から 21 時まで	8 時から 17 時まで	12 時から 21 時まで	8 時から 21 時まで	1 区分 1 時間 までごとに	
入場等 を徴し ない 場合	アマ チュ アポ ーツ に 使 用 す る 場 合	学生及 び生徒	円 2,650	円 4,150	円 5,530	円 6,800	円 9,680	円 12,330	円 480	休日割増料 日曜日、土曜 日、国民の祝日 に関する法律(昭 和 23 年法律第 178 号)に規定する休 日、12 月 29 日か ら 31 日までの日 並びに 1 月 2 日 及び 3 日（以下 「休日」という。） に、その他の催し に使用する場 合においては、普通 利用料金の額の 2 割に相当する 額（100 円未満の 端数は、切り上げ る。）を別に徴収 する。
		一般	5,300	8,300	11,060	13,600	19,360	24,660	820	
	その他の催しに 使用する場 合	26,480	41,470	55,320	67,950	96,790	123,270	2,410		
入場等 を徴す る場 合	アマ チュ アポ ーツ に 使 用 す る 場 合	学生及 び生徒	5,300	8,300	11,060	13,600	19,360	24,660	680	
		一般	10,600	16,600	22,120	27,200	38,720	49,320	1,150	
	その他の催しに 使用する場 合	興行と 行のい ない場 合	39,720	62,210	82,980	101,930	145,190	184,910	3,790	
	興行と 行のあ る場 合	79,440	124,420	165,960	203,860	290,380	369,820	7,240		

備考 1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

2 全館貸切使用の場合において、使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えるときは、その超える時間 1 時間につき、8 時前及び 21 時後のときは 17 時から 21 時までの、8 時から 12 時までのときは 8 時から 12 時までの、12 時から 17 時までのときは 12 時から 17 時までの、17 時から 21 時までのときは 17 時から 21 時までの区分の利用料金の額の 1 時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。

3 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間において、毎週 1 回以上、かつ、3 月以上の期間で、休日以外の日の午前 8 時から午前 10 時までの間に使用する場の場合の区分使用に係る利用料金は、その使用に係る利用料金を一括して前納する場合に限り、次の表の左欄に掲げる使用の期間の区分に応じ、表 1 に掲げる利用料金の額の次の表の右欄に定める割合に相当する額とする。

3 月以上 6 月未満	95 パーセント
6 月以上 12 月未満	85 パーセント
12 月	75 パーセント

表2 附属の施設又は設備の利用料金

区 分	単 位	利用料金	
		アマチュアスポーツに使用する 場合	その他の催しに使用する場 合
会議室	1時間までごとに	円 220	円 520
ステージ	1時間までごとに	220	680
選手控室	1室1時間までごとに	180	360
放送設備	1式1時間までごとに	220	520
電光掲示板	1式1時間までごとに	260	520
総合演技台	1台1時間までごとに	1,050	2,090
ピアノ	1台1時間までごとに	420	840
いす（3人用）	1脚5時間までごとに	30	60
いす（1人用）	1脚5時間までごとに	20	40
机	1台5時間までごとに	30	60
体操用具	1式1時間までごとに	850	1,700
バスケットボール用具	1式1時間までごとに	130	260
バレーボール用具	1式1時間までごとに	30	60
テニス用具	1式1時間までごとに	40	80
ハンドボール用具	1式1時間までごとに	40	80
バドミントン用具	1式1時間までごとに	30	60
卓球用具	1式1時間までごとに	60	120
フットサル用具	1式1時間までごとに	40	80
トランポリン	1式1時間までごとに	130	260
レスリングマット	1式1時間までごとに	150	300
ショートマット	1枚1時間までごとに	30	60
ロングマット	1枚1時間までごとに	40	80
シャワー	1回につき		円 100
電気料及び暖房料	電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額		

備考 表1の備考3の規定の適用がある場合におけるその使用に係る附属の設備の利用料金（電気料及び暖房料を除く。）は、同表の備考3の表の左欄に掲げる使用の期間の区分に応じ、表2に掲げる利用料金の額の表1の備考3の表の右欄に定める割合に相当する額とする。

表3 改正後の条例第4条の規定による許可を受けた場合の利用料金

1人1時間までごとに160円
----------------